

藤枝市景観計画



平成28年10月

藤枝市

目次

序章	はじめに	1
	(1) 景観計画策定の背景と目的	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 景観計画区域	3
	(4) 景観計画の構成	4
第1章	藤枝市の景観特性	6
	(1) 自然景観	6
	(2) 歴史・文化的景観	9
	(3) 都市景観	12
	(4) 都市施設景観	15
	(5) 活動・人々の暮らし	19
	(6) 景観の劣化・阻害等の課題	23
第2章	景観形成に関する理念・目標・方針	24
	(1) 景観形成の理念・目標	24
	(2) 景観形成の方針	25
第3章	景観形成に向けた具体的施策・事業	29
	(1) 「“協働”で創る」に関わる施策・事業	29
	(2) 「地域の“個性”を引き立てる」に関わる施策・事業	30
	(3) 「四季の“移ろい”で際立たせる」に関わる施策・事業	32
	(4) 「“営み”で人を魅せる」に関わる施策・事業	34
第4章	景観阻害要因に関する対策	37
第5章	景観形成重点地区	40
	(1) 景観形成重点地区の指定の目的	40
	(2) 景観形成重点地区の指定に関する方針	40
	(3) 景観形成重点地区の指定の進め方	40
	(4) 景観形成重点地区の構造別の考え方	41
	① 一定の範囲を持った景観（面的な観点）	41
	② 拠点となる景観（点的な観点）	45

③ 連続性を持った景観（軸的な観点）	46
第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	48
(1) 景観重要建造物の指定の方針	48
(2) 景観重要樹木の指定の方針	48
第7章 景観形成のための行為の制限	49
(1) 届出対象行為	49
(2) 景観形成基準	50
第8章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項	53
第9章 地区別における景観形成指針	54
第10章 景観計画の推進にあたって	57

序章 はじめに

(1) 景観計画策定の背景と目的

本市は、北部から連なる山々や市街地の近傍に迫る緑豊かな丘陵地に囲まれ、南北には瀬戸川や朝比奈川等の清流が流れ、その川岸には桜並木なども見られます。あわせて、蓮華寺池公園や金比羅山緑地など、住居エリアに隣接した豊かな自然環境を活かした公園が整備され、人々に安らぎと潤いを与えています。

また、旧東海道の宿場町や田中城の城下町の特徴が、その跡地や街道に残り、更に、地域の特産である茶の集積地としての趣があるまちなみも残っています。

一方、本市の玄関口である藤枝駅周辺では、各種の市街地整備事業が進められているほか、富士山静岡空港や新東名高速道路等を利用する来訪者も増加しており、まちなみ景観が変化を続けています。

このような状況の中、本市では平成26年4月1日に県知事の同意を得て、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく景観行政団体となり、本年度良好な景観形成の指針となる「藤枝市景観計画」を策定することとなりました。

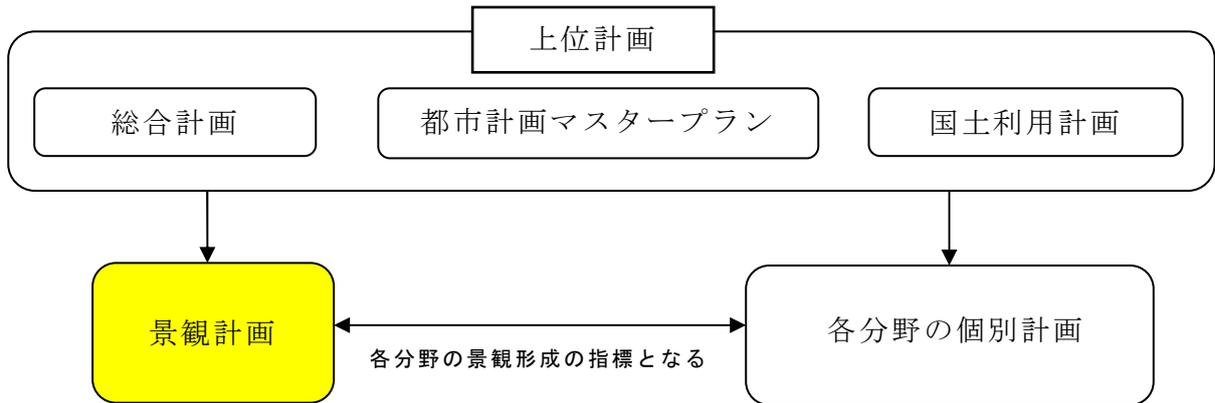
この計画は、景観に関する本市の姿勢を明確にするもので、“藤枝らしい”良好な景観の形成に関する基本事項を定め、地域振興や観光資源なども含めた健康で活力あるまちづくりの助けとなるよう、安らぎや潤い、人々の生活の中で受け継がれてきた歴史や賑わいなどの保存、活用などにより、まちの資産価値を高め、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に役立てることを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

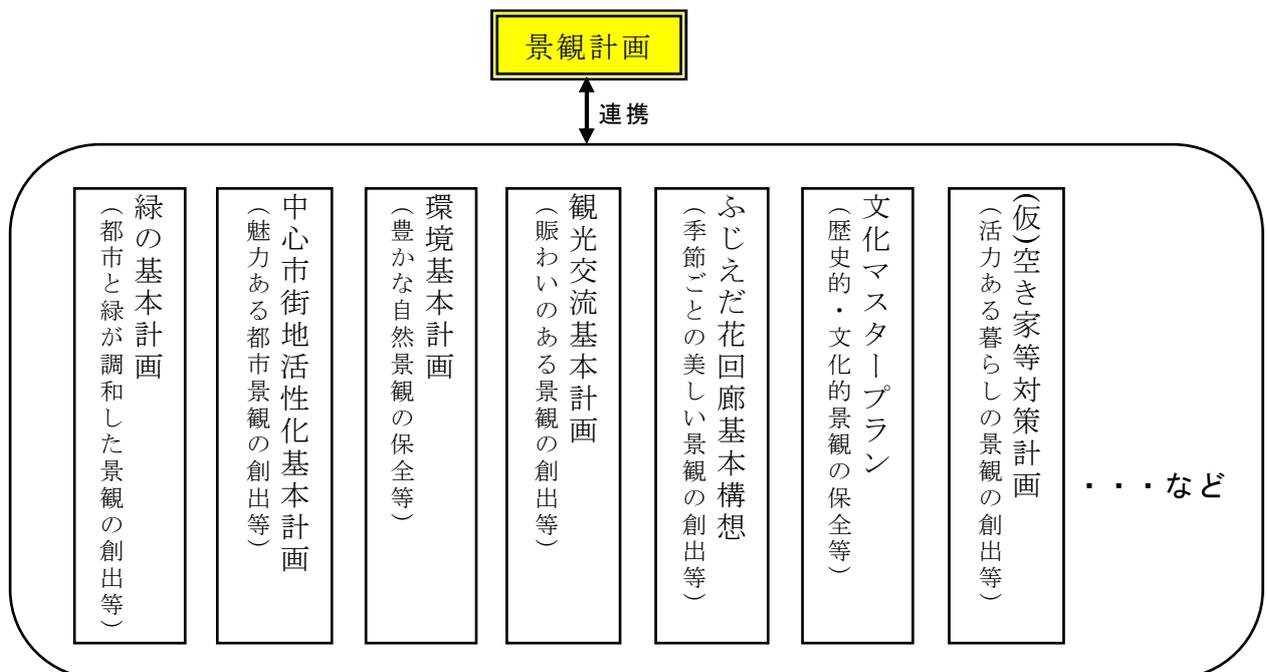
景観計画は、法第8条の規定に基づく法定計画であり、「藤枝市総合計画」や「藤枝市都市計画マスタープラン」等を上位計画として策定する計画です。

景観は様々な要素から成り立っており、都市計画や環境、産業振興などの施策とも深く関係することから、本計画は各分野の個別計画とも連携して景観形成を推進していくものです。

また、計画策定後も環境の変化や景観への意識を創り出すことなどにより、計画内容に追加・変更が求められたときは、より良い計画となるよう状況に応じて修正を行っていきます。



【景観に関連する各分野の個別計画との連携】

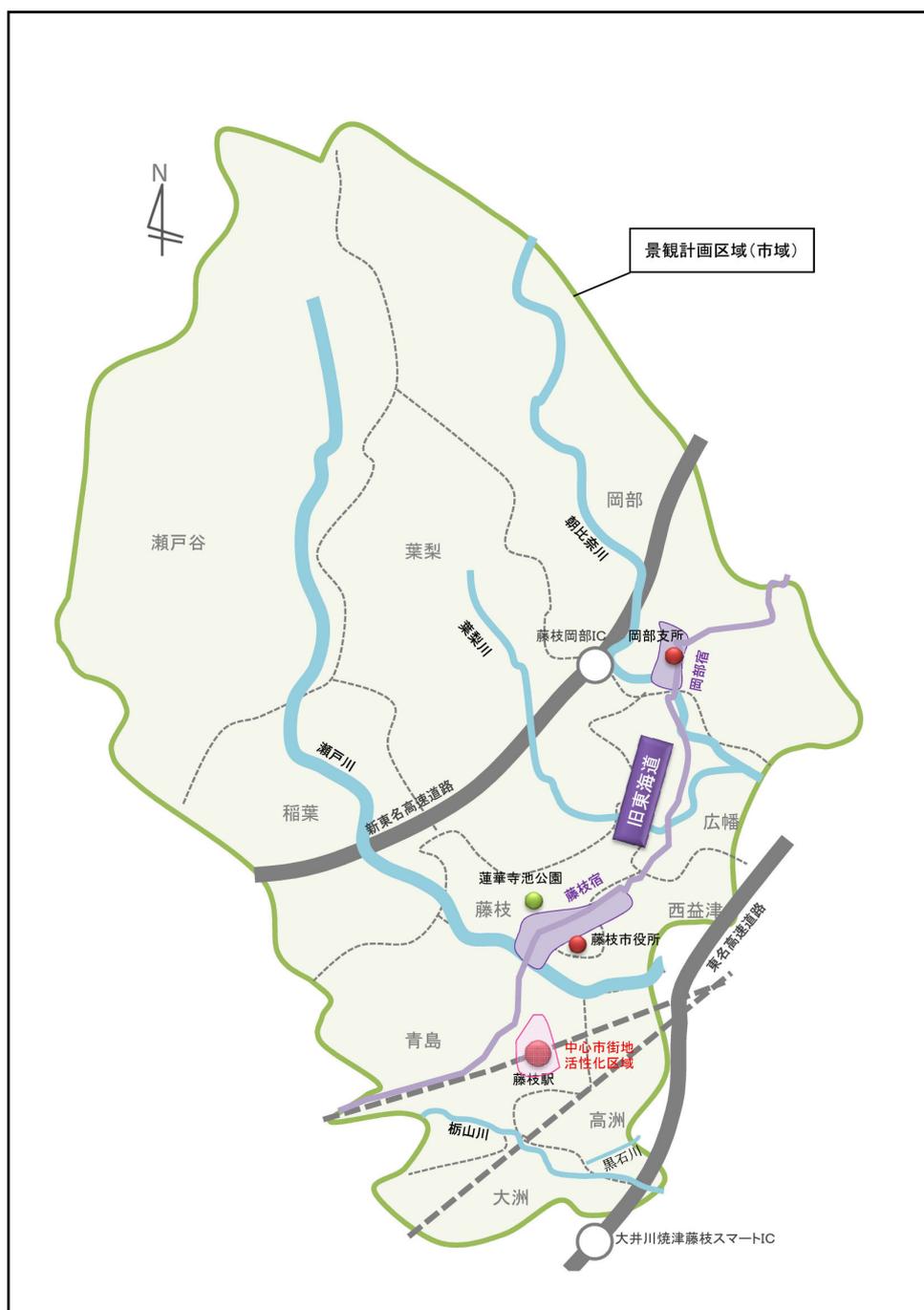


(3) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

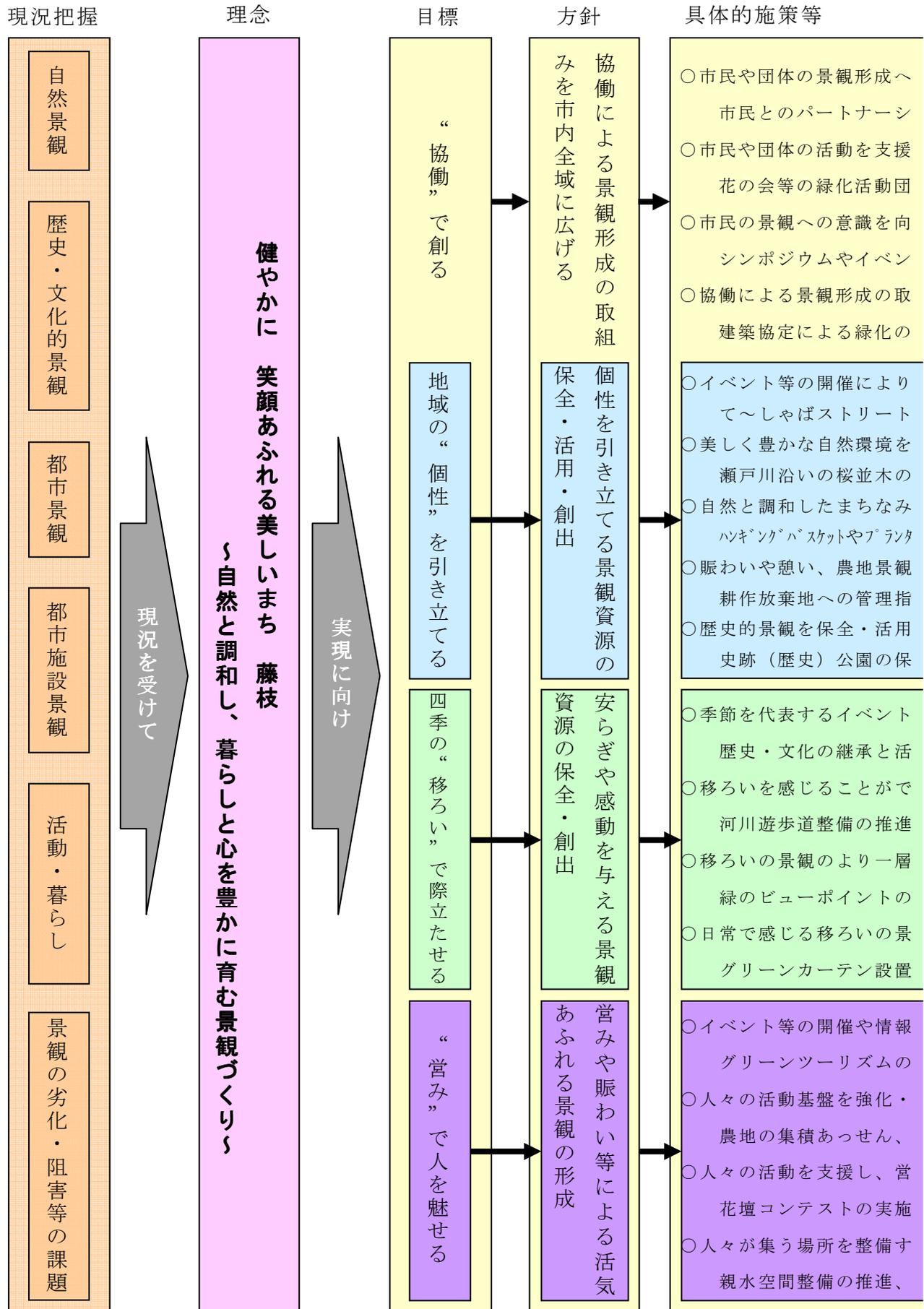
本市には、市内を南北に流れる瀬戸川や朝比奈川などの清流や北部から連なる山並みなどの緑豊かな自然景観、旧東海道の宿場町、大旅籠柏屋などの歴史・文化的な景観、本市のシンボルでもある蓮華寺池公園の景観、南部に広がる開放感のある農地景観など、藤枝らしい特徴ある美しい景観が数多くあります。

また、本市の玄関口となる藤枝駅周辺では中心市街地活性化事業により、賑わいのある新しい景観が創られつつあります。

このように市全域に存在する特徴ある景観を守り、活かし、創造していく観点から、市全域を景観計画区域として設定します。



(4) 景観計画の構成



の意欲を向上させるもの
アップの強化、河川愛護団体の表彰等
することで、協働による景観形成を強化するもの
体支援、経営力の強い担い手の育成等
上させるもの
トでのPR、記念樹配布による緑化の促進等
組を推進させるもの
促進、地区計画による緑化の促進等

個性的な景観を創出するもの
、ルミスタ★ふじえだ等
保全・活用するもの
保全、放置竹林対策の推進等
景観等を保全・創出するもの
一設置の促進、道路植栽の更新と適切な維持管理等
等、個性的な景観を保全・創出するもの
導、サッカーのまちの演出等
するもの
全、旧東海道松並木の保存等

等を開催し、移ろいの景観を保全・創出するもの
用、緑のイベント開催等
きる自然とふれあえる環境を整備するもの
、ハイキングコースの整備・保全・紹介等
の活用に向け、情報を発信していくもの
紹介、ふじえだ花めぐりマップの作成等
観を保全・創出するもの
の促進、花名所・花回廊づくり事業等

発信で、営みの景観を創出・活性化するもの
推進、四季回廊ネットワークの紹介等
安定化し、営みの景観を保全するもの
耕作放棄地の有効活用の推進等
みの景観を活性化するもの
、まち美化里親制度の促進等
ることで、営みの景観を創出するもの
緑豊かな交流空間の創出等

包括的に実施

景観阻害要因に関する
対策

景観形成重点地区
・面的観点
・点的観点
・軸的観点

景観重要建造物・樹木
の指定の方針

景観形成のための行為
の制限
・届出対象行為
・景観形成基準

屋外広告物の表示及び
掲出物件の設置に関する
事項

地区別における景観形成指針